

公立大学法人宮城大学受託研究取扱規程

平成21年4月1日

規程第80号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）において外部機関（国，地方公共団体，大学，企業，その他法人以外の者をいう。）からの委託を受けて公務として行う研究で，これに要する経費を委託者が負担するもの（以下「受託研究」という。）について，その取扱いを定めることを目的とする。

(受入れの基準)

第2条 受託研究は，法人の教育・研究上有意義であり，かつ，本来の教育・研究に支障を生じることがないと認められる場合に限り，受入れるものとする。

(経理の原則)

第3条 受託研究に要する経費は，公立大学法人宮城大学会計規程等に基づいて経理するものとする。

(受入れの条件)

第4条 受託研究の受入れに当たっては，次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 受託研究は，委託者が一方的に中止することはできないこと。
- 二 受託研究の結果，知的財産権（特許権，実用新案権，意匠権，商標権及び育成者権等並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）が生じた場合，委託者に対してこれらが無償で使用させ譲渡することはできないこと。
- 三 受託研究に要する経費により取得した設備備品等は，法人に帰属すること。
- 四 やむを得ない事由により，受託研究を中止し，又はその期間を延長する場合には，法人は責を負わないこと。
- 五 委託者は，受託研究に要する経費を，当該研究の開始前に納付すること。
- 六 納付された受託研究に要する経費は，原則として返還しないこと。
- 七 その他理事長が必要と認めること。

2 前項第5号の条件については，委託者が地方公共団体，国又は政府関係機関等である場合には，双方協議の上，これを付さないものとする。

(受入れの経費)

第5条 委託者が負担する経費（以下「総委託費」という。）は，謝金，旅費，消耗品費，設備備品費等受託研究の遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び受託研究の遂行に関連し直接経費以外に必要とする経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。

2 間接経費は，総委託費の10%に相当する額とする。

3 受託研究が，次の各号の一に該当する場合は，間接経費を減額又は負担させないことができるものとする。

- 一 受託研究の委託者が，地方公共団体，国又は政府関係機関等である場合
- 二 受託研究に対する社会的要請が強く，その成果が公益の増進に著しく寄与するものと期待されるもの

(受託研究の申込み等)

第6条 法人に受託研究を委託しようとする者は、受託研究申込書（別紙様式1。以下「申込書」という。）を法人の受託研究を遂行する者（以下「受託研究担当者」という。）が所属する学群等の長（所属長）を経て理事長に提出するものとする。

2 所属長は、受託研究担当者と調整を行い、申込書を受理したときは、速やかに意見書（別紙様式2）を添付し、これを理事長に提出しなければならない。

(受託研究の受入れの決定)

第7条 理事長は、受託研究の申込みがあった場合は、公立大学法人宮城大学研究委員会（以下「研究委員会」という。）に諮り、その意見に基づき、当該研究の受入れの可否を決定するものとする。

(受入れ決定の通知等)

第8条 理事長は、受託研究の受入れの可否を決定したときは、受託研究承認（不承認）決定通知書（別紙様式3）により、委託者に通知しなければならない。また、所属長を経由し、受託研究担当者にもその旨報告するものとする。

(契約の締結)

第9条 理事長は、前条の通知に基づき、速やかに受託研究契約書（別紙様式4）により委託者と契約を締結しなければならない。

2 受託研究担当者は、研究を開始した後速やかに受託研究実施計画調書（別紙様式5）を作成し、所属長を経由して理事長に提出するものとする。

(研究の中止又は延長)

第10条 受託研究担当者は、受託研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、速やかに所属長を経由して理事長に報告するものとする。

2 理事長は、前項の報告があったときは、研究委員会の意見を徴し、受託研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、委託者と協議の上、これを中止し、又は期間を延長することを決定するものとする。

3 理事長は、前項の規定により受託研究を中止し、又はその期間を延長することを決定したときは、受託研究中止・期間延長通知書（別紙様式6）により、委託者に通知するものとする。

(完了の報告等)

第11条 受託研究担当者は、受託研究が完了したときは、所属長を経由し、理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、委託者に対し受託研究完了報告書（別紙様式7）により、その研究成果を通知しなければならない。

(成果の報告)

第12条 受託研究担当者は、受託研究の成果を公表する場合は、所属長を経由し、理事長の承認を受けなければならない。

(知的財産権の帰属)

第5編財務会計 受託研究取扱規程

第13条 受託研究の結果生じた知的財産権の帰属等については、受託研究契約書及び宮城大学発
明等取扱規程（規程第53号）の定めるところによる。

（受入れの特例）

第14条 委託者が、地方公共団体、国又は政府関係機関等であるときは、この規程にかかわらず
当該機関等の定める要綱等に基づき受託研究を受け入れすることができるものとする。

（委任）

第15条 この規程に定めるもののほか、受託研究の受入れ等に関して必要な事項は、理事長が定
める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月25日から施行する。

附 則（H29.3.22 第120回理事会）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式1 (第6条第1項関係)

受託研究申込書

平成 年 月 日

公立大学法人宮城大学理事長 殿

所在地(〒)
申込者 名称
代表者 印

宮城大学受託研究規程第4条に掲げる条件を厳守の上、下記のとおり受託研究の申込みをします。

記

- 1 研究題目
- 2 研究目的及び内容
- 3 研究経費 円
- 4 研究期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 5 希望研究担当者氏名
- 6 研究用機器の提供
(1) 提供物品名
(2) 研究完了後の取扱い 撤去・寄付 (いずれか○印)
- 7 その他

様式3 (第8条関係)

受託研究承認（不承認）決定通知書

平成 年 月 日

様

公立大学法人宮城大学理事長 印

平成 年 月 日付けで申込みのありました受託研究については、下記内容により受入れを承認（不承認）としましたので、宮城大学受託研究規程第8条の規定により通知いたします。

つきましては、別添契約書により契約を締結したいので、御異議がなければ記名押印の上、2通とも提出願います。

記

1 研究題目

2 研究に要する経費 円

3 研究期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 研究担当者の氏名

5 研究経過報告書の交付時期 平成 年 月 日

6 その他

※下線部分の表現については、適時選択するものとする。

※不承認の場合には、上記2を「不承認理由」とし、上記3以降は省略とする。

様式4（第9条第1項関係）

受託研究契約書

受託者公立大学法人宮城大学（以下「甲」という。）と委託者（以下「乙」という。）は、次の条項により受託研究契約を締結する。

（研究内容）

第1条 甲は、次の受託研究を乙の委託により実施するものとする。

1. 研究題目
2. 研究目的及び内容
3. 研究に要する経費 円
4. 研究期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
5. 研究担当者
6. 物品の提供及びその返還（撤去）の要否

（受託経費）

第2条 乙は、前条の研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）を公立大学法人宮城大学理事長の発行する納入通知書により指定の期限までに納入するものとする。なお、期限までに納入しないときは、納期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を甲に納入するものとする。

- 2 いったん納入された受託研究費は、原則として乙に返還しないものとする。

（研究の開始）

第3条 甲は、受託研究費が納入された後において、研究を開始するものとする。

（結果の通知）

第4条 甲は、受託研究が完了したときは、その結果を乙に通知するものとする。

- 2 第11条により受託研究を中止した場合には、中止のときにおける結果を通知するものとする。

（取得した設備等の帰属）

第5条 受託研究費により取得した設備等は甲に帰属するものとする。

（提供物品の搬入の経費等）

第6条 乙が提供する物品の搬入又は搬出及び据置又は撤去に要する経費は、乙の負担とする。

（提供物品の返還）

第7条 甲は、受託研究が完了したときに乙に返還することになっている提供物品については、当該研究完了のときの状態において、乙に返還するものとする。

- 2 前項の場合において、乙は甲に対し現状回復の請求、又はその他の請求を行なわないものとする。

- 3 乙は、受託研究終了後、指定期間内に乙に返還されることになっている提供物品を、すみやかに撤去するものとする。

（知的財産権）

第8条 受託研究の結果生じた特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権等の権利並びにこれらの権利を受ける権利（以下「知的財産権」という。）は甲に帰属するものとし、乙に対しこれを無償で使用させ、又は譲渡することはできないものとする。

2 前項の規定に関わらず、乙により提供された情報若しくはアイデアを利用して発明等がなされた場合、又は、乙に属する研究協力者が直接的に寄与して発明等がなされた場合には、甲及び乙は、協議の上、当該発明等に係る知的財産権を共有とすることができる。この場合、共有の知的財産権についての出願は、協議により持分を定めた上で、別途契約を締結して取り決めるものとする。

(成果の公表)

第9条 受託研究の成果を公表する場合は、甲がこれを行なうものとする。ただし、甲の承認がある場合に限り、乙もこれを行なうことができるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が第2条による指定期限内に受託研究費を納入しないとき、又は契約締結後、指定期間内に提供物品を搬入しないときには、直ちに契約を解除することができるものとする。

2 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

- 一 本契約の履行に関し、不正または不当の行為があったとき
- 二 本契約に違反したとき

3 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- 一 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、若しくは特別清算手続の申し立てをし、又は、申し立てを受けた場合
- 二 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
- 三 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(研究の中止等)

第11条 甲又は乙は、天災若しくは研究担当者に事故があった場合等、受託研究実施上、やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、当該研究を中止し、又はその期間を延長することができるものとする。

(損害賠償)

第12条 甲又は乙は、第10条に掲げる事由及び事故の研究担当者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、提供物品が滅失又はき損したことにより乙が損害を受けた場合においても、その滅失又はき損が、甲の故意又は重大な過失による場合を除き、その賠償の責めを負わないものとする。

3 研究終了後、指定期間内に撤去を約束している提供物品について、乙が撤去しない等、乙が約定した事項を履行しない場合において、甲のとった措置に基づき損害が生じたときも、前項同様、甲はその責めを負わないものとする。

4 乙の提供物品に瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

第5編財務会計 受託研究取扱規程

平成 年 月 日

宮城県黒川郡大和町学苑1番

甲

公立大学法人宮城大学理事長

乙

様式5 (第9条第2項関係)

受託研究実施計画調書

平成 年 月 日

公立大学法人宮城大学理事長 殿

受託研究担当者
職 ・ 氏 名

印

下記のとおり受託研究計画調書を提出します。

記

- 1 研究の題目
- 2 研究の概要
- 3 研究の概要
- 4 研究に要する経費 円
(経費内訳)

節	金額 (円)	積算基礎

- 5 研究期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 6 その他参考事項

様式6（第10条第3項関係）

受託研究中止（期間延長）通知書

平成 年 月 日

様

公立大学法人宮城大学理事長 印

平成 年 月 日付けで契約を締結した に関する研究について、下記により当該受託研究中止（期間延長）することに決定しましたので、公立大学法人宮城大学受託研究規程第10条第3項の規定により通知します。

記

研究中止（期間延長）の理由

※下線部分の表現については、適時選択するものとする。

様式7（第11条第2項関係）

受託研究完了報告書

平成 年 月 日

様

公立大学法人宮城大学理事長 印

平成 年 月 日付けで契約を締結した受託研究について、研究が完了しましたので、公立大学法人宮城大学受託研究規程第11条第2項の規定により通知いたします。

記

1 研究題目

2 研究担当者の氏名

3 研究に要した経費内訳

4 研究完了年月日 平成 年 月 日 完了

5 研究成果の概要

※ 研究の経過等の概要等の資料を添付すること。